

合併処理浄化槽の設置・修繕

をお考えのみなさまへ

単独処理浄化槽、汲み取り便槽

をお使いの方はぜひ、設置整備事業補助金をご利用ください！

申請期限：令和7年11月28日

①【合併処理浄化槽設置整備事業】

◇ 事業の内容

合併処理浄化槽を設置する際に要する経費について、限度額内で補助金を交付します。

◇ 補助金の交付対象となる方

1. 町内の住宅（併用住宅を含む）、集会施設に汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽を設置する方

2. 申請年度の3月15日までの間に合併処理浄化槽を設置し、使用可能な方

◇ 対象となる工事

合併処理浄化槽設置工事に要する経費

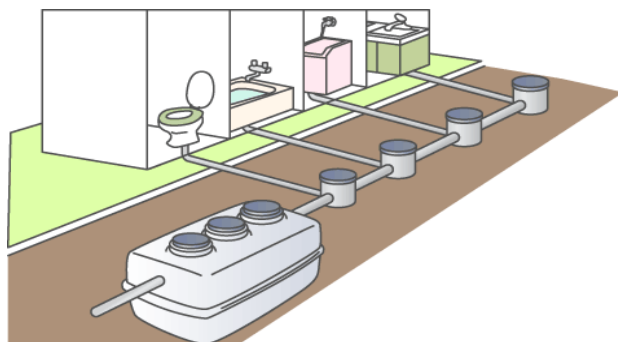
◇ 対象となる合併処理浄化槽の機種

環境配慮型浄化槽

◇ 補助金額

人槽区分	限度額
5 人槽	560,000 円
6～ 7 人槽	700,000 円
8～10 人槽	940,000 円
11～20 人槽	1,002,000 円
21～30 人槽	1,545,000 円
31～50 人槽	2,129,000 円
51 人槽～	2,429,000 円

※既存の汚水処理未普及解消につながらない場合（合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への更新など）は、補助対象となりません。なお、詳しくはお問い合わせください。



左記の補助金に加え、以下の特別加算額があります。

- (1) 単独浄化槽撤去上乗せ分 50,000 円
- (2) 特別重点地域上乗せ分 50,000 円
(月布、貫見、黒森、小清、沢口、中沢口、道海、
柳川平、田ノ沢、矢引沢、古寺の月布川上流部地域)
- (3) 下水道認可区域除外区域上乗せ分 50,000 円

裏面へ続く

②【浄化槽整備促進事業】

◇ 事業の内容

①の合併処理浄化槽設置に対する補助に加え、県の補助金を活用し、設置者の負担を軽減するための補助金を交付しています。合併処理浄化槽への切り替えを検討されている方は、この機会にぜひ本事業を活用ください。

◇ 対象者

1. 既存単独処理浄化槽およびくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をおこなう方
2. 申請年度の3月15日までの間に合併処理浄化槽を設置し、使用可能な方

◇ 対象地域

大江町公共下水道認可区域および農業集落排水事業整備計画区域を除いた地区

◇ 補助金額

5人槽 … 浄化槽本体工事費※¹ から補助基準額 390,000円を控除した額の1/3
(上限額 210,000円)

6人槽以上 … 浄化槽本体工事費※¹ から補助基準額 474,000円を控除した額の1/3
(上限額 265,000円)

※1 浄化槽本体工事費＝浄化槽設置に係る全体工事費から配管工事等の付帯工事費を除いた額



③【合併処理浄化槽修繕事業】

◇ 事業の内容

設置から20年以上経過した合併処理浄化槽の修繕費用の一部を補助します。

◇ 対象地域

大江町公共下水道認可区域および農業集落排水事業整備計画区域を除いた地区

◇ 交付の対象となる修繕工事（修繕費※¹が100,000円以上）

町内の住宅（併用住宅を含む）、集会施設で、保守点検業者より修繕が必要とされた合併処理浄化槽本体、槽内仕切板等の修繕が対象です。

※1 修繕費＝修繕工事に要する本工事費（管渠やブロワの修繕費、消耗品費を除く）

◇ 補助金額

補助対象経費の50%以内（限度額 100,000円）

◇ 要件等

申請年度の3月15日までの間に修繕完了可能で、保守点検や清掃、法定検査など、浄化槽法に基づく適正な維持管理をしている方。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

①【合併処理浄化槽設置整備事業】、②【浄化槽整備促進事業】、

③【合併処理浄化槽修繕事業】 についてのお申し込み等は、

大江町役場 建設水道課 工務係（ ☎62-2117 ） まで

☆申請前の着工は補助の該当となりませんのでご注意ください。

☆予算の範囲内での補助となります。申請期限にかかわらず、予算がなくなり次第、受付を終了させていただきます。お早めにお申し込み・ご相談くださいますようお願いいたします。